

業務委託契約書

埼玉県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。
- 3 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「契約期間」という。）内に完了し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（委託業務）

- 第2条 発注者は、運転免許センターほか2箇所除草等業務（以下「委託業務」という。）を、受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

- 第3条 契約期間は、令和8年〇月〇日から令和8年12月18日までとする。

（契約金額）

- 第4条 発注者は、委託業務に係る契約金額として、次に掲げる金額を受注者に支払うものとする。

委託料	金	円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	金	円

（契約保証金）

- 第5条 契約保証金は、免除する。契約金額の100分の10以上とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項をあらかじめ書面をもって発注者に通知し、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が前項のただし書きの規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止措置を受けた者を除く）若しくは埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者又は埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 受注者は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

（法令上の責任等）

第8条 受注者は、業務に従事する作業員の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上の全ての問題について責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督員）

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（業務の調査等）

第11条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務の内容の変更、中止等）

第12条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

（契約期間の延長）

第13条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときには、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって契約期間の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。発注者は、その契約期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第14条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担とするものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

(検査)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、発注者に対して遅滞なくその旨を明示した書面をもって通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前二項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第16条 受注者は、前条に規定する検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、受注者に契約金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間後に完了する見込があると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額又は契約金額から既納部分若しくは既済部分に相当する額を控除した額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(禁止行為)

第18条 受注者は、受注者の従業員の身元、規律、健康衛生の管理に関して、一切の責任を負い、次の各号に違反しないように指揮監督し、これに従わない受注者の従業員を作業に従事させてはならない。

- (1) 作業中、必要のない場所に立ち入らないこと。又作業に関係のない器物等に触れないこと。
- (2) 火気及び引火性危険物を使用してはならない。ただし、業務上必要があるときは、事前に発注者に届出て、その承認を得ること。
- (3) 発注者の事業所内では、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (4) 発注者の事業所内において、この業務以外の作業をしないこと。
- (5) 受注者は、受注者の従業員で、法定伝染病又は結核等に罹病し、感染のおそれのある者を作業に従事させないこと。

(発注者の施設内への立入手続)

第19条 受注者及び受注者の従業員は、発注者の承諾を得た上で、業務の実施のため、発注者の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者及び受注者の従業員は、必ずその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(従業員の変更)

第20条 発注者は、受注者の従業員の勤務態度、勤務状況等について、不適格と判断する場合は、受注者に対し受注者の従業員の変更を求めることができる。

(代表者変更の届出)

第21条 受注者の代表者に変更があったときは、遅滞なくその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて発注者に届け出なければならない。

(機械及び消耗品等の負担)

第22条 受注者が業務の遂行に要する車両、機械、器具及び資材は、全て受注者の負担とする。

2 受注者がこの契約の履行場所において、受注者が作業を実施するために直接使用する電力、水道及びガスに係る料金については、これを発注者が負担する。この場合において、受注者は、作業を実施するに当たり、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第23条 この契約に関し、受注者（共同企業体であるときは、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これ

らの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前二項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、請求金額に年3.0パーセントを乗じて得た額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

（発注者の催告による契約の解除）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

（発注者の催告によらない契約の解除）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

(3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意

思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を解除することができる。

（受注者の損害賠償義務等）

第26条 第24条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 受注者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、受注者は、その不足額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、受注者は、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に支払わなければならない。

3 第24条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

(受注者の解除等)

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項の規定により業務の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第12条第1項の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第28条 この契約が解除された場合に、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、既履行部分に相応する金額（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(秘密の保持等)

第29条 受注者は、業務の履行に関して知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第31条 受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（以下「報告等」という。）をしなければならない。

2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第32条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第33条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(疑義等の決定)

第34条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第35条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項に基づき、契約金額の変更を請求することができる。

(特約条項)

第36条 本契約が契約の始期までに締結されない場合において、発注者、受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱う。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその 1 通を所持するものとする。

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 8 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番 1 号
発注者 埼玉県
埼玉県知事 大 野 元 裕

受注者

賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項

第1条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、契約金額の変更を請求することができる。

第2条 前条の対象とする費用等については以下のとおりとする。

費用	物価指数等	変動前の単価の 適用年月	請求可能年月
労務費	埼玉県土木工事設計単価表の 労務単価の変動率	令和8年8月	埼玉県土木工事設計単価 表の改定月
燃料費	埼玉県土木工事設計単価表の 変動率	令和8年8月	埼玉県土木工事設計単価 表の改定月
発生材運搬費	県が定めた積算単価の変動率	令和8年9月	契約日以降
発生材処分費	再見積の変動率	—	令和8年12月1日以降

第3条 発注者又は受注者は第1条の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から当該請求時の出来形数量に相応する額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残契約金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

第4条 契約金額の変更額については、第2条に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者へ通知する。

第5条 前条の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者へ通知しなければならない。ただし、発注者が第1条の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者へ通知することができる。

第6条 その他、必要な事項については、契約書及び「委託契約におけるスライド条項の運用に関する基準（埼玉県総務部入札課）」に定めるものとする。